⑵　受験願書の交付
一　平成23年度研修修了者に対しては、日本弁理士会を通じて交付
二　既に研修を修了している者の受験願書の交付
・直接受験願書の交付を受ける場合
日本弁理士会を通じて平成23年９月１日（木）から平成23年９月22日（木）まで交付する。(ただし、休日・祝日は除く。)
・郵送による受験願書の請求
返信用の封筒（定形封筒（長形３号、120㎜×235㎜）を用い、受験願書の送付を受ける先を明記して、90円の郵便切手をはり付けること。)を添えて、「〒100―8915　東京都千代田区霞が関３－４－３　特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二班」あて平成23年９月１日（木）から平成23年９月14日（水）までに（必着）請求すること。
⑶　受験願書等の提出
一　受付期間　平成23年９月12日（月）から平成23年９月22日（木）までの間。
二　提出方法　「〒100―8915　東京都千代田区霞が関３－４－３　特許庁内　工業所有権審議会会長」あてに、封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書の上、書留又は簡易書留にて郵送すること。平成23年９月22日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。
※受験願書は郵送のみの受付となっており、日本弁理士会に直接持参しても受け付けないため、注意すること。
６　その他　試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

# 公　告

## 諮　詢　事　項

### 国営安積疏水二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営安積疏水二期土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 23 年６月 24 日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　縦覧に供すべき書類の名称
国営安積疏水二期土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）の写し
２　縦覧期間
平成23年６月27日から平成23年７月25日まで
３　縦覧場所
福島県郡山市、須賀川市、本宮市、安達郡大玉村及び耶麻郡猪苗代町各事務所

### 登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 23 年６月 24 日

九州経済産業局長　滝本　　徹

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 株式会社若松商連商事 |
| 本店の所在地 | 福岡県北九州市若松区本町２－３―19 |
| 登　録　番　号 | 九州（包）第19号 |
| 営業廃止年月日 | 平成23年５月20日 |

### 平成23年度共同研究公募課題

国土技術政策総合研究所共同研究実施規程（平成14年３月28日国官技第378号、国総技第124号）に基づき実施する共同研究の平成23年度公募課題を次のように定めたので、その研究を共同実施する者を公募する。

平成 23 年６月 24 日

国土技術政策総合研究所長　西川　和廣

１　研究の題目
①下水道管きょの効率的な点検調査技術に関する共同研究
②超高力ボルト材料の耐久性等の品質水準に関する共同研究
③木造住宅の耐久性向上に関わる建物外皮の構造・仕様とその評価に関する共同研究
④建築物の耐震性能評価技術の高度化に向けた地震観測記録の活用方法に関する共同研究
２　研究の題目及び申請手続きに関する詳細
国土技術政策総合研究所ホームページ
http://www.nilim.go.jp/

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２３年（家）第４８６号**
東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍愛知県碧南市向陽町４丁目26番地、最後の住所愛知県高浜市芳川町３丁目９番地84、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日平成17年２月２日、出生の場所愛知県碧南郡新川町、出生年月日昭和７年２月10日、職業不明
被相続人　亡　奥谷　信一
事務所愛知県刈谷市東陽町３―68鬼頭ビル２階杉浦豊法律事務所
相続財産管理人　弁護士　永田　有香
名古屋家庭裁判所岡崎支部

**平成２３年（家）第３２５号**
京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381―１
申立人　アイフル株式会社
本籍三重県多気郡明和町大字佐田451番地９、最後の住所三重県多気郡明和町大字佐田2523番地、死亡の場所三重県多気郡明和町、死亡年月日平成18年８月23日、出生の場所三重県宇治山田市、出生年月日昭和12年８月９日、職業不詳
被相続人　亡　藤井　一郎
三重県松阪市中央町36番地21
相続財産管理人　弁護士　川端　郁子
津家庭裁判所松阪支部

**平成２３年（家）第１０３８号**
東京都千代田区大手町１丁目９番３号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
本籍大阪府岸和田市宮前町３番、最後の住所大阪府岸和田市宮前町３番５号、死亡の場所大阪府岸和田市、死亡年月日平成21年11月30日、出生の場所京都府京都市上京区、出生年月日昭和26年１月18日、職業不詳
被相続人　亡　倉内　好明
事務所大阪市北区西天満１丁目７番20号　ＪＩＮ・ＯＲＩＸビル３階
相続財産管理人　弁護士　明石　法彦
大阪家庭裁判所岸和田支部

**平成２３年（家）第７０４４６号**
大阪市中央区南本町４丁目３番６号
申立人　大阪府中小企業信用保証協会
本籍香川県三豊市豊中町笠田笠岡503番地１、最後の住所大阪市天王寺区大道５丁目７番４号、死亡の場所大阪市中央区、死亡年月日平成22年１月15日、出生の場所大阪市天王寺区、出生年月日昭和12年２月13日、職業不詳
被相続人　亡　酒井　泰男
事務所大阪市中央区平野町２―２―13　マルイト堺筋ビル３階
相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之
大阪家庭裁判所

**平成２３年（家）第８１号**
岡山県新見市哲西町矢田3934番地
申立人　池田　洋助
本籍広島県呉市松本町26番地、最後の住所岡山県真庭市本郷1819番地10、死亡の場所真庭市、死亡年月日平成23年３月20日、出生の場所広島県呉市、出生年月日昭和７年９月22日、職業無職
被相続人　亡　掛江　　孝
岡山県新見市新見795番地池田洋助事務所
相続財産管理人　池田　洋助
岡山家庭裁判所新見支部